

別表（第3条関係）

職 務	内 容
河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）に基づき知事が管理する河川に係る河川管理に関すること。	一 河川管理施設等の保全状況の点検及び巡視 二 流水及び河川区域内の土地の占用の状況の巡視 三 河川区域内の土地における土石等の採取、工作物の新築等又は土地の掘削等の状況の巡視 四 河川保全区域内又は河川予定地における土地の掘削等又は工作物の新築等の状況の巡視 五 河川における竹木の流送等の状況の巡視 六 河川区域内の土地における船舶その他の河川管理者が指定したもの、土石、汚物及び廃物のみだりな投棄若しくは放置、又は河川における汚水の排出若しくは流水の汚濁を生ずるおそれがある行為の巡視 七 第二号から前号までに規定するものを除くほか、河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の巡視 八 河川に関する法令に違反する者又は河川の管理上支障を来すおそれのある行為をする者に対する注意
砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）その他の法令等に基づく砂利採取の管理に関すること。	一 砂利採取に係る許認可事項の遵守状況の監視 二 砂利採取に係る違反事項の監視及び違反者に対する注意 三 その他砂利採取関係法令等の施行上必要な調査及び監視
採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）その他の法令等に基づく岩石採取に関すること。	一 岩石採取に係る認可事項の遵守状況の監視 二 岩石採取に係る違反事項の監視及び違反者に対する注意 三 その他岩石採取関係法令等の施行上必要な調査及び監視

岡山県普通海域管理条例（平成十年岡山県条例第三十一号）に基づく普通海域の管理に関すること。	- 一 普通海域内の許可を受けた工作物又は施設の保全状況及び許可を受けた係留保管の状況の監視 - 二 普通海域内の占用、土石採取その他の使用等に係る違反事項の監視及び違反者に対する注意 - 三 岡山県普通海域管理条例第二条の二に規定する行為の監視及び違反者に対する注意 - 四 その他普通海域の管理に必要な調査
公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）に基づく埋立地の管理に関すること。	- 一 不法埋立ての監視 - 二 許可を受けたしゅん功認可前埋立地の使用状況の監視 - 三 しゅん功認可後の埋立地の利用状況の監視
砂防法（明治三十年法律第二十九号）及び岡山県砂防指定地等管理条例（平成十四年岡山県条例第七十六号）に基づく砂防管理に関すること。	- 一 砂防指定地及び砂防設備の機能に支障を与えている者又は与えようとしている者に対する注意 - 二 砂防指定地及び砂防設備の機能に支障を与えている物又は与えようとしている物の除却 - 三 砂防指定地における岡山県砂防指定地等管理条例第四条第一項又は第五条第一項に規定する行為の状況の監視 - 四 前三号のほか、火災、風水害その他の災害により砂防指定地及び砂防設備の保全機能を害するおそれのある場合における当該保全機能の状況の調査
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域の管理に関すること。	- 一 急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為の監視 - 二 急傾斜地崩壊防止施設の機能に支障を与える行為又は与えるおそれのある行為の監視 - 三 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第七条の規定により許可を受けて行う行為の状況の監視 - 四 その他急傾斜地崩壊危険区域の管理に関する調査及び監視

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）に基づく地すべり防止区域の管理に関すること。	- 一 地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発するおそれのある行為の監視 - 二 地すべり防止施設の機能に支障を与える行為又は与えるおそれのある行為の監視 - 三 地すべり等防止法第十八条の規定により許可を受けて行う行為の状況の監視 - 四 その他地すべり防止区域の管理に関する調査及び監視
港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）及び岡山県港湾施設管理及び利用条例（昭和二十七年岡山県条例第二十一号）に基づいて県が管理する港湾の管理に関すること。	- 一 港湾法第三十七条第一項各号に掲げる行為の監視及び違反者に対する注意 - 二 港湾法第三十七条第一項又は岡山県港湾施設管理及び利用条例第七条第一項の規定により占用の許可を受けて設置した工作物等の保全状況の監視 - 三 臨港地区の分区の区域における違反行為の監視及び違反者に対する注意 - 四 港湾施設の使用又は占用に係る違反事項の監視及び違反者に対する注意 - 五 その他港湾管理に必要な調査及び監視
漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）及び岡山県漁港管理条例（昭和四十年岡山県条例第三十四号）に基づいて県が管理する漁港の管理に関すること。	- 一 漁港及び漁場の整備等に関する法律第三十九条第一項に掲げる行為の監視及び違反者に対する注意 - 二 漁港及び漁場の整備等に関する法律第三十九条第一項又は岡山県漁港管理条例第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定により許可を受けて占用し、又は使用している工作物等の保全状況の監視 - 三 漁港施設の占用又は使用に係る違反事項の監視及び違反者に対する注意 - 四 その他漁港管理に必要な調査及び監視
海岸法（昭和三十一年法律第百一号）に基づく海岸の管理に関すること。	- 一 海岸法第八条第一項各号及び第三十七条の五各号に掲げる行為の監視及び違反者に対する注意 - 二 海岸法第七条第一項及び第三十七条の四の規定により占用の許可を受けて設置した工作物等の保全状況の監視 - 三 海岸保全区域及び一般公共海岸区域の占用に係る違反事項の監視及び違反者に対する注意 - 四 その他海岸管理に必要な調査及び監視

屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）及び岡山県屋外広告物条例（昭和四十一年岡山県条例第二十九号）に基づく屋外広告物の管理に関すること。	- 一 屋外広告物掲出状況の調査 - 二 屋外広告物掲出に係る違反事項の監視及び違反者に対する注意 - 三 屋外広告物法第七条第二項から第四項までの規定により行う岡山県屋外広告物条例第二条から第四条まで及び第六条の規定に違反した屋外広告物の除却
都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）及び岡山県立都市公園条例（昭和四十一年岡山県条例第三十号）に基づいて県が管理する都市公園（水島緑地に限る。）の管理に関すること。	- 一 都市公園の利用状況の調査 - 二 都市公園内の占用に係る違反事項の監視 - 三 都市公園施設の点検及び巡視
宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）に基づく盛土等の管理に関すること。	- 一 宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域内における既存盛土等の安全状況の巡視 - 二 宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域内における新たな盛土等の工事の状況の巡視
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）に基づく対象建設工事の管理に関すること。	- 一 対象建設工事の実施状況の調査 - 二 対象建設工事の実施に係る違反事項の監視及び違反者に対する注意 - 三 その他対象建設工事の管理に必要な調査及び監視